

若手経営者の会「おかやまPRODUCE」 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、若手経営者の会「おかやまPRODUCE」と称す。

第2章 目的及び事業

第2条 (目的)

本会の企画・活動を通して、会員同士の親睦、異業種交流を図る。また、会員の斬新なアイデアに基づき、定例会や研究部会を企画運営することで、地元である「岡山」の多種多様な分野の事業創成を図り、県内のみならず県外・海外に向けて、「岡山」から生まれた独自の情報の発信源となりうる部会組織を作る。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び会費

第4条 (会員資格)

本会の会員資格は、おかやま信用金庫取引事業先の若手経営者（法人代表者、個人事業主、及び後継者）で原則入会時 45歳以下の者とする。本会の募集期間は通年とし、その都度随時受付し入会可とする。

第5条 (会員期間)

平成 24 年 4 月 1 日より発足し、平成 25 年 3 月末日までを会員期間とする。以降は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年間を会員期間とする。尚、会員からの脱会の意思表示がない場合は自動更新するものとし、退会については、満 50 歳に到達した年度の年度末とする。

第6条 (年会費)

本会の年会費は、年額 18,000 円とし、原則毎年 4 月 5 日（休日の場合は翌営業日）に預金口座振替にて一括納付する。但し、途中で入会した会員は、会員となった月の翌月に月割計算した会費を納付する。また、特に必要と認められるときは、年会費とは別に徴求するものとする。

第7条 (退会)

本会の退会は、事務局で退会処理を行う。但し、その場合、原則会費の返戻は行わない。

第4章 役員

第8条 (役員)

本会には下記役員を置く。

会長 1名 副会長 8名以内 監事 1名 監査役 1名 カテゴリーリーダー 8名以内

第9条 (役員を選任)

1. 会長は、会員からの自薦他薦による互選制とし 1 名を選出する。
2. 副会長は 8 名以内とする。会員からの自薦他薦による互選制で選出する。
3. 監事は、会員からの自薦他薦による互選制とし 1 名を選出する。
4. 監査役は、会員からの自薦他薦による互選制とし 1 名を選出する。
5. カテゴリーリーダーは 8 名以内とする。会員からの自薦他薦による互選制で選出する。

第10条 (役員職務)

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐して会務をつかさどり、会長に不在のときは副会長がその職務を代行する。
3. 監事は役員会の運営執行状況および財産状況を監査し、その結果を役員会に報告する。
4. 監査役は本会の業務および会計を監査し、その結果を役員会に報告する。

第11条 (任期)

役員任期は、原則 1 年とし、任期終了後は改選を行う。また、互選制による再任を可とする。

第12条 (報酬等)

役員は、無報酬とする。

第5章 顧問・相談アドバイザー

第13条 (顧問)

本会は、顧問を置くことができる。

第14条 (相談アドバイザー)

本会は、相談アドバイザーを置くことができる。

第15条 (顧問・相談アドバイザーの活動)

顧問・相談アドバイザーは、本会の定例会・ミーティングなどにおいて、その知識及び経験を生かし意見を述べるができる。

第6章 総会

第16条 (総会)

本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

通常総会は、年1回開催する。通常総会は、出席者の過半数の同意を得て議決する。

臨時総会は、必要がある時に開催する。

第17条 (総会の決議)

総会の議事は、法令に別段の定めがあるものを除き、出席した会員の有する議決権数の過半数の同意によりこれを議決する。

第18条 (書面による議決権の行使等)

1. 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任する事ができる。

2. 前項の場合において、前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第7章 会計及び事務局

第19条 (事務局)

事務局は、おかやま信用金庫営業支援部内に設置する。事務局長は、おかやま信用金庫営業支援部内より1名選出する。

第20条 (運営費)

運営費は、会員から徴求する年会費、寄付金、その他により運営する。

第21条 (会計事務)

会計事務は、事務局にて処理する。

第22条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第23条 (会計監査)

本会の決算については、会計年度終了後、監査役の承認を得るものとする。

第8章 役員会

第24条 (役員会)

1. 本会には役員会を置く。

2. 役員会はすべての役員をもって構成する。

第25条 (役員会の権限)

1. 総会の決議した事項の執行に関すること。

2. 総会の日時及び会議の目的たる事項の決定。

3. 前各号に定めるものの本会の業務執行の決定。

第26条 (役員会の種類及び開催)

1. 役員会は、定例役員会及び臨時役員会の2種とする。

2. 定例役員会は月1回とする。

3. 臨時役員会は会長が必要と認めたとき開催する。

第27条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長及び会長の指名した者がこれにあたる。

第28条 (役員会の決議)

役員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第29条 (役員会の議事録)

役員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録が書面をもって作成されているときは、出席役員が、これに署名又は記名押印しなければならない。

第9章 研究部会

第30条 (研究部会)

地元である「岡山」の多種多様な分野の事業創成を図ることを目的に、役員会の承認を得て、各会員の所属するカテゴリーから研究部会を設置することができる。

第31条 (カテゴリーリーダー)

研究部会には、カテゴリーリーダーを置くことができる。

第32条 (役員の職務)

カテゴリーリーダーは研究部会を代表する。

第10章 その他

第33条 (禁止事項)

当会において、一切の選挙活動及び布教活動を禁止する。

附 則

本会則に定めなき事項については、臨時総会等で決定する。

本会則は、平成24年4月1日より施行する。

平成25年7月17日 改訂